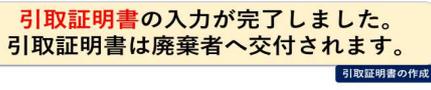
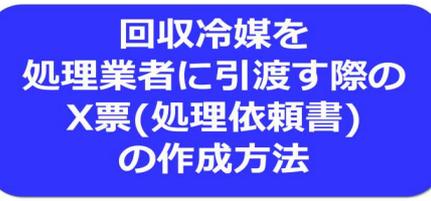
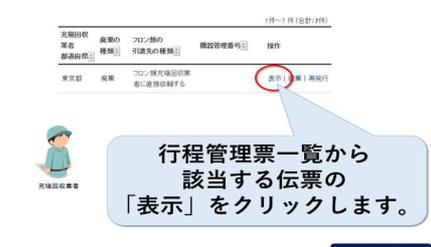
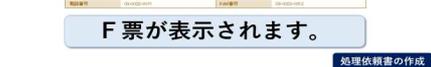


行程管理票の作成2

1		<p>電子行程管理票の作成方法を説明します。</p> <p>回収依頼を受けた充填回収業者が、実施した冷媒回収作業の登録と、行程管理票を完了するまでの要領を案内します。</p> <p>具体的には、ここでは引取証明書および処理依頼書の作成について説明します。</p>
2		<p>まず、回収量の入力と引取証明書の作成です。</p>
3	 <p>充填回収業者</p> <p>充填回収業者は、システムにログインして廃棄者から送られてきた回収依頼書に回収量を入力します。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>充填回収業者は、システムにログインして廃棄者から送られてきた回収依頼書に回収量を入力します。</p>
4	 <p>行程管理票一覧から該当する伝票の「表示」をクリックして表示させます。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>充填回収業者がシステムにログインして、メインメニューの「行程管理票一覧」をクリックします。</p> <p>行程管理票一覧から、「状態」が「充填回収業者へ依頼済/回収作業中」となっている該当する伝票の「表示」をクリックして表示させます。</p>
5	 <p>引取証明書の作成</p>	<p>E票(回収依頼書)が表示されます。</p> <p>まずは、「フロン類引取完了年月日」、「引取証明書交付年月日」、「回収技術者氏名」、担当責任者の「部署名」「氏名」を入力します。</p> <p>※交付前のE票は、回収依頼書と表示されています。</p>
6	 <p>「フロン回収量」をクリックします。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>回収量を入力するには、まず赤字の「フロン回収量」をクリックします。</p>

7	 <p>回収量の入力画面が表示されます。 ここに回収量を入力します。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>回収量の入力画面が表示されますので、ここに廃棄する機器ごとの回収量を入力します。</p>
8	 <p>製品の種類を選択・入力します。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>まず、特定製品の種類をプルダウンメニューから選んで入力します。</p> <p>なお、入力は機器1台ごとに1行とします。</p>
9	 <p>冷媒のR番号を選択・入力します。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>回収した冷媒のR番号をプルダウンメニューから選んで入力します。</p>
10	 <p>回収量を入力します。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>回収量を入力します。</p>
11	 <p>「更新する」ボタンをクリックします。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>全ての機器について回収量の入力が終わったら、「更新する」のボタンをクリックします。</p>
12	 <p>回収量の入力が出来ました。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>回収量の入力が出来ました。</p> <p>E票に、台数と回収量が表示されます。</p>

<p>13</p>	 <p>確認画面から再度内容を確認して「交付」ボタンをクリックします。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>画面の下にある「確認画面へ」のボタンをクリックします。</p> <p>確認画面から、再度内容を確認して「交付」のボタンをクリックします。</p> <p>※交付後のE票は、引取証明書と表示されます。</p>
<p>14</p>	 <p>引取証明書の入力完了しました。引取証明書は廃棄者へ交付されます。</p> <p>引取証明書の作成</p>	<p>以上で引取証明書の入力が完了しました。</p> <p>これで、E票・引取証明書は廃棄者へ電子的に交付されます。</p> <p>画面は、一覧に戻ります。</p> <p>該当する伝票の「状態」は、「引取証明書交付済／処理業者へ渡す前」となります。</p>
<p>15</p>	 <p>回収冷媒を 処理業者に引渡す際の X票(処理依頼書) の作成方法</p>	<p>次に、回収した冷媒を処理業者に引き渡す際の処理依頼書X(エックス)票の作成方法を説明します。</p>
<p>16</p>	 <p>行程管理票一覧から 該当する伝票の 「表示」をクリックします。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>E票・引取証明書を交付すると、自動的にF票・引取証明書の写しが作られます。</p> <p>先ほどの行程管理票一覧から、該当する伝票の表示をクリックします。</p>
<p>17</p>	 <p>F票が表示されます。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>F票が表示されます。</p>
<p>18</p>	 <p>回収容器番号 を入力します。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>F票の画面なかほど、「回収フロン処理証明書(処理の記録)」にある「回収冷媒等」の表に</p> <p>まず、回収容器番号、すなわちポンベの番号を入力します。</p>

19	 <p>処理区分（例：破壊） を選択・入力します。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>次に処理区分で破壊か再生かなどの処理の「区分」を選択し、入力します。</p>
20	 <p>処理区分を「破壊」にすると破壊業者名称を入力する項目が自動的に表示されます。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>処理区分として破壊を選択すると、破壊業者名称を入力する項目が自動的に表示されます。</p> <p>破壊業者や再生業者がシステムに事業所登録をしていない場合や、回収したフロンを持ち込む破壊業者や再生業者がまだ決まっていない場合は、このままで、一旦、伝票を完了させます。</p>
21	 <p>履歴のプルダウンメニューから選択 新規の場合は、事業者コードを入力</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>以前利用したことのある処理業者は、履歴のプルダウンメニューから選択できます。</p> <p>また新規の処理業者の場合は、事業者コードを入力します。</p>
22	 <p>処理業者がこのシステムに事業所登録をしていないと認定許可番号を選択、入力しても処理業者は表示されません。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>ただし、処理業者がこのシステムに事業所登録をしていないと認定許可番号を選択、入力しても処理業者は表示されません。</p> <p>処理業者がシステムに事業所登録している必要があります。</p>
23	 <p>破壊業者名称の入力が終わったら、「完了」ボタンをクリックします。これにより破壊処理依頼書が破壊業者へ送付されます。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>システムに登録されている処理業者であれば、処理業者を選択して入力は終わりです。</p> <p>「完了」のボタンをクリックします。</p> <p>これにより、破壊処理依頼書が破壊業者へ送付されます。</p>
24	 <p>参考 その1</p>	<p>ここでワンポイント。参考その1</p>

<p>25</p>	<p>処理業者を選択しても表示されない場合はどうしたらいいか？</p>  <p>処理依頼書の作成</p>	<p>処理業者が、このシステムに事業所登録をしていないので、選択しても表示されない場合は、どうしたらいいのでしょうか？</p>
<p>26</p>	<p>このままの状態 「確認画面」から「完了」 ボタンをクリックします。</p>  <p>処理依頼書の作成</p>	<p>このままの状態で、「確認画面」の下の方にある「完了」のボタンをクリックします。</p>
<p>27</p>	<p>一覧では、「状態」の表示が「F票まで完了」「処理票なし」 になっています。</p>  <p>処理依頼書の作成</p>	<p>一覧では、「状態」の表示がこのように「F票まで完了」「処理票なし」になっています。</p>
<p>28</p>	<p>処理業者の処理依頼書(紙)を利用してポンベと一緒に処理業者に渡します。</p>  <p>電子的な処理依頼は出来ません。処理業者指定の紙の書式で依頼することになります。</p> <p>処理依頼書の作成</p>	<p>破壊業者や再生業者がシステムを利用していない場合は、充填回収業者は、F票を印刷したりあるいは処理業者の専用の処理依頼書など書面で処理依頼書を作成してポンベと一緒に処理業者に渡します。</p> <p>電子的に処理を依頼することは出来ません。</p>
<p>29</p>	<p>この場合も回収量・処理量はシステムに記録されているので、システムで作成する都道府県報告書に反映されます。</p>  <p>処理依頼書の作成</p>	<p>なお、この場合でも入力した回収量や処理量のデータは、システムに記録されていますので、システムで作成する都道府県報告書に反映されます。</p>
<p>30</p>	<p>参考 その2</p> 	<p>参考その2</p> <p>次に、取りあえず「処理票なし」にしていた伝票から改めて処理業者へ電子的に処理依頼書を送付する方法を説明します。</p>

31	<p>処理業者にポンペを引渡せるようになるまで伝票の処理業者名を入力せずに仮に「完了」ボタンをクリックして保留にしていた処理票の処理</p>	<p>処理業者にポンペを引渡せるようになるまで、伝票の処理業者名を入力せずに、仮に「完了」のボタンをクリックして保留にしていた処理票の扱いです。</p> <p>例えば、ポンペがいっぱいになるまで伝票の処理を保留にしていた場合を前提にしています。</p>
32	<p>保留にしてあった伝票を一覧から選択して修正入力します。</p> 	<p>保留にしてあった「F票まで完了」「処理票なし」の伝票を行程管理票一覧から選択して修正入力を行います。</p>
33	<p>保留にしてあった伝票の「表示」をクリックしてF票を表示させます。</p> 	<p>一覧から前回、保留にしてあった伝票の「表示」をクリックしてF票を表示させます。</p>
34	<p>F票上部の「F票修正画面へ」のボタンをクリックします。</p> 	<p>表示されたF票の上部にある「F票修正画面へ」のボタンをクリックします。</p>
35	<p>引渡し先の破壊業者を履歴のプルダウンメニューから選択します。 新規の場合は、事業者コードを入力します。</p> 	<p>入力していなかった引渡し先の破壊業者を履歴のプルダウンメニューから選択します。 新規の場合は、事業者コードを入力します。</p>
36	<p>確認画面から「修正登録」のボタンをクリックします。 破壊処理依頼書が破壊業者へ送付されます。</p> 	<p>入力が完了したら、確認画面から「修正登録」のボタンをクリックします。 これにより、破壊処理依頼書が破壊業者へ送付されます。</p>

37	終	以上で終了となります。
----	---	-------------